

あかいはね

つながりを
たやさない
社会づくり



じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

社会福祉法人神奈川県共同募金会・市区町村支会

募金期間

令和2年10月1日～令和3年3月31日



共同募金PR大使
野毛山動物園のフンボルトペンギン
「アボロ」

募金ボランティアの皆さまへ

●コロナ禍における衛生配慮のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、募金活動の際には、マスクの着用や手指の消毒などにより飛沫の拡散を防ぐようご配慮くださいますようお願いいたします。

●コロナ禍における緊急支援事業を実施しています

共同募金会では、本年3月より学校の臨時休校に伴う子どもたちへの支援や、休職等により生活に困窮されている方々への緊急支援事業を実施しています。コロナ禍における募金活動に大変ご心労をおかけしますが、緊急時の共同募金事業にご理解くださいますようお願いいたします。

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

共同募金の使途は「はねっと」で公開しています。
<https://www.akaihane.or.jp/hanett>

共同募金についてのお問い合わせ・ご照会へ
社会福祉法人神奈川県共同募金会へ

☎ 045-312-6339

寄付金が
分配されるまで

寄付者

- 家庭から ●街頭で
- 会社・法人から
- 学校・職場で ●その他

5

寄付

寄付の
呼びかけ

4

ボランティア

6

寄付金
とりまとめ

協力依頼

3

共同募金会
市区町村支会

7

寄付金送金

協力依頼

2

神奈川県共同募金会

8

配分決定

配分要望

1

共同募金の配分を受ける
民間の社会福祉施設・団体

- 社会福祉施設
- 市区町村の社会福祉協議会
- 社会福祉団体



4月中旬～6月末

民間社会福祉団体からの配
分申請を受け付けます。



10月1日～

募金期間中、各方面へ使途計
画を公表して、寄付金を募集
します。



11月～翌年2月末

配分委員会で配分申請事業の
内容を審査します。委員18
名が分担して配分申請施設の
実地調査も行います。



3月中旬

理事会・評議員会で配分を
決定します。理事・評議員は
地域の代表・各界の代表で
構成されています。



4月～

配分決定を受けた福祉団体
による、さまざまな福祉活動
が展開されます。

令和2年度の募金目標額は12億700万円です。

令和2年度の配分計画額12億700万円は、次のように配分されます。



みんなボランティアです。

共同募金は、町内会・自治会をはじめ、民生委員児童委員や学生ボランティアなど、毎年、さまざまな分野を通じて多くの県民の皆さまにご支援いただき、県下一斉に運動を展開しています。

募金活動に参加する人、街頭での呼びかけに快く足を止めて募金してくださる人……。

共同募金は、「たすけあいの精神」に支えられて行われます。

使途(配分)計画に基づく目標額があります。

県内の地域福祉活動を推進するために、事前に使途(配分)計画を立てて寄付金募集を行うことが、「社会福祉法」により定められています。毎年、使途計画に基づいて募金目標額を広く公表し、県民の皆さまに協力を呼びかけて実施します。

募金期間があります。

(令和2年10月1日～令和3年3月31日)

共同募金は、毎年、厚生労働大臣の告示を受けて、全国一斉に運動を展開します。

例年、市区町村を単位として実施する共同募金は、10月1日から12月31日までの3カ月間を募金期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、本年度は翌年3月末まで延長して、6カ月間を募金期間といたします。なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

配分(資金援助)を希望する団体から申請書が提出されます。

毎年、春先に県内の民間社会福祉施設・団体に対して、共同募金の配分計画の内容を広報します。配分を希望する施設・団体からは、具体的な事業計画を記載した受配申請書が、市区町村ごとの共同募金会事務局を通じて県募金会に提出されます。

配分を決定するのは理事会・評議員会です。

市区町村ごとの運動期間が終了した後、社会福祉施設・団体から県募金会に寄せられた申請事業の内容を配分委員会で慎重に精査して、具体的な配分案が作成されます。さらに理事会の審議を経て、評議員会で配分の可否が最終決定されます。

※ 理事会・評議員会・配分委員会は、市区町村の住民代表・各界の代表や学識経験者など、さまざまな分野の代表者で構成されています。

共同募金の寄付金には、税制上の優遇措置があります!!

- 法人からのご寄付は……寄付金額が「全額損金扱い」になります。
- 個人からのご寄付は……「2千円を超える額」が寄付金控除の対象となります。

個人からのご寄付は、所得税・住民税の寄付金控除を次のとおり受けることができます。

★ 所得税…寄付者が税制優遇の申告内容を、次のいずれかの方法から選択できます。

A. 次の金額が「課税対象となる所得金額」から控除されます。

所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円

B. 次の金額が「納付すべき所得税額」から控除されます。

税額控除額={寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2千円}×40%

→ 税額控除額はその年分の所得税額の25%が限度となります。

★ 住民税…次の計算方法で算出した金額が「納付すべき住民税額」から控除されます。

税額控除額={寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2千円}×10%

※ 故人の遺産を寄付(相続寄付)される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる税制上の優遇措置があります。詳細は、事務局までお問い合わせください。



皆さまからの寄付金は、次のように活用されています。

民間の社会福祉施設を利用する方々を支援



外出が困難な方々を送迎するためにリフト付き福祉車両を購入したり、障がい者が自立を目指して通う施設での訓練に必要な機器類の整備などに使われます。共同募金は福祉施設を利用している人たちにサポートしています。

「神奈川福祉活動ホーム・福祉車両整備」
(横浜市神奈川区)

地域福祉を推進するさまざまな活動を支援



私たちが暮らす地域の中では、高齢者や障がい者を守るための支援活動に加え、子どもたちの居場所作りを目的とした「子ども食堂」やお母さんたち向けの子育て支援活動が広がっています。

共同募金は街のなかの小さな活動にも目を配ります。

「未就園児と親の遊び会 たけのこ会・餅つき大会」
(中井町)

災害ボランティアによる県内の被災者支援



昨年10月に発生した台風19号は、県内でも災害救助法が適用される大きな被害を受け、被災者支援を行うために川崎市・相模原市社会福祉協議会等が開設した災害ボランティアセンターへ共同募金による緊急配分を実施して、被災住居内の泥出しなどの活動が行われました。

「川崎市災害ボランティアセンター」(川崎市)

● 共同募金は、地域福祉を推進する社会福祉協議会の活動を応援しています。

共同募金会では、県内の地域福祉事業をはじめ、国内大規模災害時の災害ボランティア活動を支援しています。